

# 定 款

東亞道路工業株式会社

# 東亞道路工業株式会社定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、東亞道路工業株式会社と称する。

② 英文では TOA ROAD CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国内及び国外における道路舗装工事、防水工事、しゅんせつ工事、造園工事、水道施設工事、土質改良工事、各種スポーツ施設工事、産業廃棄物処理工事、一般土木工事、建築工事、建築物解体工事の請負並びにこれに関連する調査、設計、監理
2. 漆青乳剤及びその他漆青質の材料製造販売
3. 各種スポーツ機器の輸入、製造販売
4. 産業廃棄物の収集、運搬、処理並びに処理剤及び再生製品の製造販売
5. 防水、床張及び舗装用材料の製造販売
6. 石材採掘及び砕石製造販売
7. グリースその他一般工業用乳剤の製造販売並びに油脂類の加工販売
8. 不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理
9. 建設機械の修理、賃貸及び製造販売
10. スポーツ施設の経営及び賃貸
11. 労働者派遣事業
12. 公共施設並びにこれらに準ずる施設及び民間施設の企画、建設、保有、維持管理、運営
13. 前各号に関連する事業への出資並びに株式投資
14. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本 店)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1,910万4千2百株とする。

### (自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### (株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

### (株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第 3 章 株 主 総 会

### (招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。但し、必要あるときは臨時株主総会を招集する。

- ② 株主総会は東京都又は横浜市において開催する。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

( 定時株主総会の基準日 )

第 15 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集してその議長となる。取締役社長欠員又は事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順位により他の取締役がこれを招集してその議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

② 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の株主総会に出席する議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に差出さなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 20 条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選 任)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(補 欠)

第 23 条 取締役が任期の満了前に退任した場合において、なお法定の員数を欠くに至らないときは、その補欠の選任を次回の定時株主総会の時まで延期することができる。

(代表取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 25 条 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各 1 名を定めることができる。

(取締役社長等の業務)

第 26 条 取締役社長は、業務の執行を統轄する。取締役社長欠員又は事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順位に従って他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(業務執行)

第 27 条 当会社の業務執行は、取締役会がこれを決する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集してその議長となる。取締役社長欠員又は事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順位により他の取締役がこれを招集してその議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 29 条 取締役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役にこれを発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 30 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

第 31 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 32 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規則)

第 33 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 34 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 35 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（相談役）

第 36 条 取締役会の決議によって相談役を置くことができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

（員 数）

第 37 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

（選 任）

第 38 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

（補欠の監査役の選任の効力）

第 39 条 補欠の監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（任 期）

第 40 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補 欠）

第 41 条 監査役が任期の満了前に退任した場合において、なお法定の員数を欠くに至らないときは、その補欠の選任を次回の定時株主総会の時まで延期し又はこれを行わないことができる。

（常勤の監査役）

第 42 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 43 条 監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役にこれを発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議）

第 44 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつ

て行なう。

(監査役会の議事録)

第 45 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規則)

第 46 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 47 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 48 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(選 任)

第 49 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 50 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬 等)

第 51 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 52 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄の 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 53 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 前項の配当財産が金銭である場合は支払確定の日から満 3 カ年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

③ 未払配当金については、利息を付けない。

(附則)

1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会につ

いては、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的にこれを削除する。

昭和 5 年 1 1 月 2 8 日 制 定

昭和 2 3 年 1 月 2 0 日 一部変更

昭和 2 3 年 2 月 1 7 日 //

昭和 2 5 年 1 1 月 2 4 日 //

昭和 2 6 年 1 1 月 2 2 日 //

昭和 2 8 年 1 1 月 2 6 日 //

昭和 3 0 年 1 1 月 2 8 日 //

昭和 3 5 年 1 1 月 2 5 日 //

昭和 3 6 年 1 1 月 2 9 日 //

昭和 3 8 年 5 月 3 0 日 //

昭和 3 9 年 5 月 2 9 日 //

昭和 3 9 年 1 1 月 3 0 日 //

昭和 4 1 年 5 月 3 1 日 //

昭和 4 5 年 5 月 3 0 日 //

昭和 4 9 年 5 月 3 0 日 //

昭和 5 0 年 5 月 3 0 日 //

昭和 5 2 年 6 月 2 8 日 //

昭和 5 6 年 6 月 2 9 日 //

昭和 5 7 年 6 月 2 8 日 //

平成 2 年 6 月 2 8 日 //

平成 4 年 6 月 2 6 日 //

平成 6 年 6 月 2 9 日 //

平成 1 0 年 6 月 2 6 日 //

平成 1 1 年 6 月 2 9 日 //

平成 1 3 年 6 月 2 8 日 //

平成 1 4 年 6 月 2 7 日 //

平成 1 5 年 6 月 2 7 日 //

平成 1 6 年 6 月 2 9 日 //

平成 1 8 年 6 月 2 9 日 //

平成 1 9 年 6 月 2 8 日 //

平成 2 0 年 6 月 2 7 日 //

平成 2 1 年 6 月 2 6 日 //

平成 2 2 年 1 月 6 日 附則自動削除

平成 2 7 年 6 月 2 6 日 一部変更

平成 2 9 年 1 0 月 1 日 //

2 0 2 2 年 6 月 2 9 日 //